

令和 7 年度西海市一般廃棄物処理実施計画

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
2. 計画区域 西海市全域
3. 一般廃棄物の排出の状況

(1) ごみ (単位：t)

区 分	令和 7 年度排出量見込み
可燃ごみ	5, 8 6 2
不燃ごみ	7 8
粗大ごみ	2 8 9
資源物	8 6 8
有害ごみ	1 3
生ごみ	0
集団回収	2 6
生活排水処理汚泥等	8 4 9
合 計	7, 9 8 5

(2) し尿・汚泥 (単位：kl)

種 別	令和 7 年度排出量見込み
し尿	3, 1 6 8
浄化槽汚泥	1 2, 9 0 3
集排汚泥	4, 8 9 3
コミプラ汚泥	4 8 8
合 計	2 1, 4 5 2

備考) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

コミプラ汚泥には、下水汚泥 (301 t) を含む。

4. 一般廃棄物の処理主体

(1) ごみ

廃棄物の種類		収集・運搬の主体	中間処理		最終処分
			主体	処理方法	
家庭系ごみ	可燃ごみ	市(委託)	市(運営委託)	炭化	再資源化
	不燃ごみ	市(委託)	市(委託)	資源化・破碎・RPF化	再生利用
	粗大ごみ	市(委託)	市(委託)	資源化・破碎・RPF化	再生利用
	資源物	市(委託)	市(委託)	資源化	再生利用
			売却	資源化	再生利用
	有害ごみ	市(委託)	市(委託)	委託処理	再生利用
	生ごみ (平島のみ)	市(委託)	市(運営委託)	炭化	再資源化
事業系ごみ	可燃ごみ	排出者・許可業者	市(運営委託)	炭化	再資源化
	不燃ごみ	排出者・許可業者	市(委託)	資源化・破碎・RPF化	再生利用
	粗大ごみ	排出者・許可業者	市(委託)	資源化・破碎・RPF化	再生利用
	資源物	排出者・許可業者	市(委託)	資源化	再生利用
			売却	資源化	再生利用

(2) し尿

廃棄物の種類	収集・運搬の主体		中間処理		最終処分
			主体	処理方針	
し尿	右に掲げる許可業者 ただし、中継施設から中間処理施設までの収集運搬については、市（委託）	西彼地区(有)西彼清掃 西海地区(有)グリーンシステム 西海地区(有)レインボーサービス 大島地区(株)ビオラ 崎戸地区(有)尾崎クリーン設備 大瀬戸地区(株)エコシス	市	資源化	
浄化槽汚泥		西彼地区(有)西彼清掃 西彼地区(有)西海共栄工業 西海地区(有)グリーンシステム 西海地区(有)レインボーサービス 大島地区(株)ビオラ 崎戸地区(有)尾崎クリーン設備 大瀬戸地区(株)エコシス			
集落排水汚泥		西彼地区(有)西彼清掃 西彼地区(有)西海共栄工業 西海地区(有)グリーンシステム 西海地区(有)レインボーサービス 大島地区(株)ビオラ 崎戸地区(有)尾崎クリーン設備 大瀬戸地区(株)エコシス			

5. 一般廃棄物の処理計画

(1) 排出抑制・再資源化計画

① ごみ減量対策

項 目	内 容
家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付制度	生ごみ容器購入助成 購入価格の1/2で1万円を限度 電気式生ごみ処理機の場合 購入価格の1/2で2万円を限度

② 資源化促進

項 目	内 容
拠点回収事業	住民自らがごみの出し方について相互チェックすることで、資源ごみの分別（3分別）を徹底する。

③ 各種啓発事業

項 目	内 容
啓発看板の作成・配布	環境美化・散乱ごみ抑制の看板作成、配布
各種イベントでの啓発	西海市主催のイベントにブースを出展し、ごみ減量とリサイクル推進についての理解と協力を求め、市民意識の向上を図る。
ごみ処理施設、汚泥再生処理センター見学の受入れ	ごみ処理及びし尿汚泥処理の流れやリサイクルの現状について、ごみ処理施設等の見学・体験学習等を通じて、市民意識の向上を図る。
3きり運動	広報誌での周知、イベントの来場者等を対象に水切りネットと啓発用チラシを配布する。
事業系一般廃棄物ごみの出し方指導	事業所における正しいごみ処理の方法や減量化の方策、それぞれの立場で取り組むべき事項等について意識の向上を図る。

6. 収集・運搬計画

(1) 市が収集するごみ

家庭系ごみ（地区別）

	項目	収集方法	収集回数	処分方法
西海市内（ただし、 崎戸地区平島及び同地区江島を除く）	可燃ごみ	指定ごみ袋によるステーション方式	週2回	炭化センターにて資源化し、残渣を埋め立て。
	資源物（缶）	指定ごみ袋によるステーション方式	月2回	民間業者に売却。
	資源物（ペットボトル）	指定ごみ袋によるステーション方式	月2回	指定法人による資源化。
	資源物（瓶）	指定ごみ袋によるステーション方式	月1回	リターナブル瓶は民間業者に売却。 その他の瓶は指定法人による資源化。
	不燃ごみ	指定ごみ袋によるステーション方式	月1回	リサイクルセンターにて分別し、使用済小型電子機器等は業者委託にて資源化、金属は民間業者に売却、その他の不燃ごみは民間業者に委託し破碎・RPF化。 残渣は炭化センターにて資源化・埋め立て。
	粗大ごみ	指定シール貼付によるステーション方式	月1回	リサイクルセンターにて分別し、使用済小型電子機器等は業者委託にて資源化、金属は民間業者に売却、その他の粗大ごみは民間業者に委託しRPF化。
	古紙類	ステーション方式	月2回	民間業者に売却。
	布類	ステーション方式	月2回	民間業者に売却。
	資源物（プラスチック類）	コンテナによる地区拠点方式	月2回	容器包装リサイクル法に基づくプラスチックは指定法人による資源化。 その他のプラスチック類は民間業者による資源化。
	有害ごみ	地区拠点方式	月2回	民間業者に処理委託。
崎戸地区平島	可燃ごみ	指定ごみ袋によるステーション方式	週3回	炭化センターにて資源化し、残渣を埋め立て。
	不燃ごみ	指定ごみ袋によるステーション方式	週1回	クリーンセンターにて分別し、使用済小型電子機器等は業者委託にて資源化、金属は民間業者に売却、その他の不燃ごみは民間業者に委託し破碎・RPF化。 残渣は炭化センターにて資源化・埋め立て。
	資源物（ペットボトル）	指定ごみ袋によるステーション方式	週1回	指定法人による資源化。
	資源物（缶・瓶類）	指定ごみ袋によるステーション方式	週1回	缶・リターナブル瓶は民間業者に売却。 その他の瓶は指定法人による資源化。
	粗大ごみ	指定シール貼付によるステーション方式	月1回	クリーンセンターにて分別し、使用済小型電子機器等は業者委託にて資源化、金属は民間業者に売却、その他の粗大ごみは民間業者に委託しRPF化。
	有害ごみ	地区拠点方式	週1回	民間業者に処理委託。
	生ごみ	指定ごみ袋によるステーション方式	週3回	炭化センターにて資源化し、残渣を埋め立て。
崎戸地区江島	可燃ごみ	指定ごみ袋によるステーション方式	週3回	炭化センターにて資源化し、残渣を埋め立て。
	不燃ごみ	指定ごみ袋によるステーション方式	週1回	クリーンセンターにて分別し、使用済小型電子機器等は業者委託にて資源化、金属は民間業者に売却、その他の不燃ごみは民間業者に委託し破碎・RPF化。 残渣は炭化センターにて資源化・埋め立て。
	資源物（ペットボトル）	指定ごみ袋によるステーション方式	週1回	指定法人による資源化。
	資源物（缶・瓶類）	指定ごみ袋によるステーション方式	週1回	缶・リターナブル瓶は民間業者に売却。 その他の瓶は指定法人による資源化。

	粗大ごみ	指定シール貼付によるステーション方式	月 1 回	クリーンセンターにて分別し、使用済小型電子機器等は業者委託にて資源化、金属は民間業者に売却、その他の粗大ごみは民間業者に委託しRPF化。
	有害ごみ	地区拠点方式	週 1 回	民間業者に処理委託。

※ 建築物の解体等で当該建築物の所有者等が処分すべき廃棄物の処理において、自己搬入が困難な場合は、市（委託）の申込による収集運搬により搬入するものとする。

（２）市では収集しないごみ

事業系ごみ

	項目	収集方法	搬入回数	処分方法
西 海 市 内	可燃ごみ	市販透明袋による直接搬入方式	随時	炭化センターにて資源化し、残渣を埋め立て。
	不燃ごみ	市販透明袋による直接搬入方式	随時	リサイクルセンターにて分別し、使用済小型電子機器等は業者委託にて資源化、金属は民間業者に売却、その他の不燃ごみは民間業者に委託し破碎・RPF化。 残渣は炭化センターにて資源化・埋め立て。
	粗大ごみ	直接搬入方式	随時	リサイクルセンターにて分別し、使用済小型電子機器等は業者委託にて資源化、金属は民間業者に売却、その他の粗大ごみは民間業者に委託しRPF化。
	資源物 （プラスチック類）	直接搬入方式	随時	容器包装リサイクル法に基づくプラスチックは指定法人による資源化。 その他のプラスチック類は民間業者による資源化。
	資源物 （ペットボトル）	直接搬入方式	随時	指定法人による資源化。
	資源物 （缶・瓶類）	直接搬入方式	随時	缶・リターナブル瓶は民間業者に売却。その他の瓶は指定法人による資源化。
	古紙	直接搬入方式	随時	民間業者に売却。
	有害ごみ	直接搬入方式	随時	民間業者に委託処理。

（３）し尿及び浄化槽汚泥

区 分	収 集 形 態	収 集 方 法
し尿	許可業者による収集	・ 定時、申込収集（月 1 回） 定時収集になじまない引越時の際の臨時的な汲み取りが必要な場合等は申込みに基づき行う。
浄化槽汚泥		・ 浄化槽法に定める回数 申込みに基づき随時収集

7. 市で処理（収集・運搬・処分のいずれか）ができないもの

（1）市で処理できないごみ

① 特別管理一般廃棄物

廃棄物の具体例	運搬方法	処分方法
一般廃棄物である、廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジから取り出されたP C B使用部品。 1時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2㎡以上のごみ処理施設のうち焼却灰とばいじんが分離して排出されるものに設けられた集じん装置で捕集されたばいじん。 上記のほか、火床面積が0.5㎡以上又は1時間当りの焼却能力が、50kg以上の一般廃棄物の焼却炉より排出されるばいじん、燃え殻又は汚泥及びこれらを処分するために処理したもので、ダイオキシン類の含有量が3 ng-TEQ/gを超えるもの。 医療機関等から排出される、血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含む又はそのおそれのある一般廃棄物。	特別管理一般廃棄物で、処理のための自ら運搬する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の2の規定に準じ運搬する。 特別管理一般廃棄物で、処理のための自ら運搬することができない場合は、市の許可した一般廃棄物収集運搬業者に依頼する。	特別管理一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の2の規定に準じ処分する。

② その他 {市で処理（収集・運搬・処分のいずれか）ができないもの}

項 目	廃棄物の具体例	処理方法
医療廃棄物	感染性一般廃棄物（医療機関等から排出される、血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含む又はそのおそれのある一般廃棄物。）	専門の処理業者に依頼する。
危険物	ガスボンベ、ガソリン、オイル、灯油、シンナー、劇薬、農薬（空きかん、空きびんを含む）、廃油等	
処理困難物	土砂、石、瓦れき、医療器具、消火器、タイヤ（ホイールも含む）、バッテリー、自動車（部品も含む）、バイク、温水器（電気式を含む）、ガス給湯器、瓦、携帯電話、畳、イノシシ成獣等大型動物、塗料・ペンキ、ハウス用ビニール等	
直接搬入するごみ	ブロック、レンガ、ものほし台等	リサイクルセンターへ自己搬入する。
市役所本庁又は各総合支所に持ち込むごみ	水銀血圧計、水銀温度計	環境政策課に連絡の上、市役所本庁又は各総合支所に持ち込む。
臨時的に多量に出るごみ	引っ越し、大掃除、庭木の刈り込み等	炭化センター又はリサイクルセンターへ自己搬入する。
事業活動により生じた一般廃棄物	事業活動に伴って発生した産業廃棄物以外の一般廃棄物	炭化センター又はリサイクルセンターへ自己搬入又は許可業者に依頼する。
家電リサイクル法対象品目	エアコン、ブラウン管式テレビ、液晶式テレビ、プラズマ式テレビ、有機EL式テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機	※1
家庭系パソコンリサイクル対象品目	家庭から排出されるパソコン（デスクトップパソコン本体、ノートブックパソコン、パソコン用ディスプレイ）	※2
二輪車リサイクル対象品目	二輪車リサイクルシステム対象二輪車	※3
F R P船リサイクル対象品目	F R P（ガラス繊維強化プラスチック）を材料として使用している個人利用に使われたレジャーボート、ヨット、釣り船など	※4

※1 a 引き取り義務がある小売業者に依頼する。 b 家電商工組合加盟店に依頼する。

c 自ら指定引取場所へ運ぶ。 d 許可業業者に依頼する。

※2 a 製造又は輸入販売業者に依頼する。 b 一般社団法人パソコン3R推進協会に依頼する。

※3 a 自ら指定引取窓口へ運ぶ。 b 廃棄二輪車取扱店に依頼する。

※4 a 自ら指定引取窓口へ運ぶ。 b 登録販売店に依頼する。

8. 中間処理施設

(1) 処理施設の概要

① ごみ処理施設（炭化施設）

施設名	所在地	供用開始年月日	処理能力
西海市炭化センター	西海市西海町太田和郷4454番地18	平成27年7月1日	30t／24h(15t×2炉)

② ごみ処理施設（選別・圧縮・破砕施設）

施設名	所在地	供用開始年月日	処理能力
西海市リサイクルセンター	西海市大島町3384番地3	平成27年4月1日	2.5t／5h(磁選機、破砕機、プレス機)

③ し尿、浄化槽汚泥及び集落排水汚泥処理施設

西海市における中間処理施設は、次表のし尿処理施設1箇所です。

施設名	所在地	供用開始年月日	処理能力
西海市汚泥再生処理センター	西海市大瀬戸町雪浦小松郷37番地	平成25年4月1日	74kl／日
西海市崎戸平島汚泥再生処理センター	西海市崎戸町平島1206番地1	平成17年4月1日	1kl／日

備考）西海市崎戸平島汚泥再生処理センターは令和3年3月に休止し、中継施設として使用。

9. 最終処分計画

最終処分場の概要

施設名	西海市大瀬戸最終処分場
所在地	西海市大瀬戸町雪浦小松郷1140番地3
埋立開始	平成7年4月1日
有効埋立容量	20,946m ³

10. ごみ減量等の目標

排出抑制目標

○令和7年度の1人1日あたりのごみ排出量を、800g以下にすることを目標とする。

リサイクル目標

○令和7年度のリサイクル率を、32.2%以上にすることを目標とする。

最終処分目標

○令和7年度の最終処分率を、2.6%以下にすることを目標とする。